

○追手門学院大学派遣交換留学奨励金規程

2020年9月11日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下「本学」という。）が、交換留学学部留学（以下「学部留学」という。）に参加する学生を対象とする派遣交換留学生奨励金（以下「留学奨励金」という。）に必要な事項を定める。なお、学部留学とは、協定大学の正規課程の授業を履修する留学を指す。

(目的)

第2条 留学奨励金は、交換留学を推奨するため、学部留学に参加する学生への経済的支援を目的とする。

(対象プログラム)

第3条 留学奨励金の対象となるプログラムは、本学と外国の大学との間に結んだ交換留学協定に基づき派遣する学部留学とする。

(対象者)

第4条 留学奨励金を受ける対象者は、学部留学者のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 留学奨励金申請締切りまでに学部留学が確定している者
- (2) 別に定める受給基準のGPA、一定の語学スコアを満たしている者
- (3) 追手門学院大学授業料納付規程に基づく各学期の授業料等の滞納がない者
- (4) 学部留学を修了し、別に定める、本学の所定科目が認定された者

(申請)

第5条 留学奨励金を受給しようとする者は、所定の期日までに所定の書類を調べ、国際交流教育課に提出しなければならない。

(選考)

第6条 留学奨励金の受給者は、国際交流教育センター委員会の議を経て、国際交流教育センター長が決定する。

2 選考基準、選考手続等については、別に定める。

(金額)

第7条 留学奨励金は給付制とし、給付額及び給付額選定基準は別に定める。

(支給)

第8条 奨励生がその資格を有する期間、追手門学院大学の他の奨学金を重複して受給することができる。また、私費外国人留学生に対する授業料免除とも重複して受給することができる。

2 給付は、当該学期の成績及び学費納付の確認後に行う。

(給付の取消し又は返還)

第9条 留学奨励金の受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に関わらず、留学奨励金の給付を取り消すものとする。又、すでに受給している場合は、所定の期日内に全額を返還しなければならない。

- (1) 派遣先大学又は国際交流教育センター委員会が学部留学生として不相当と認めるとき。
- (2) 留学中に、病気その他の理由で留学の継続が困難と国際交流教育センター委員会が認め、留学を中止したとき。
- (3) 追手門学院大学授業料等納付規程に基づき、授業料等の納付を納付期限までに行わないとき。
- (4) 派遣先大学が定めるプログラムを修了しなかったとき、あるいは本学において修得したものとして単位認定されなかったとき。

(事務所管)

第10条 この規程に関する事務及び留学奨励金に関する事務は、国際交流教育課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、国際交流教育センター委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2020年10月1日から施行する。